



鳥取県公報

平成 27 年 11 月 4 日 (水)
号外第 104 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (50) (警察本部生活環境課) 3
	拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例 (51) (警察本部警備第二課) 4

==== 公布された条例のあらまし =====

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 景品買い行為の禁止について定めた規定中引用する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日とする。

◇拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

電気事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 拡声機による暴騒音の禁止規定の適用除外となる拡声機の使用を定める規定中引用する電気事業法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

条 例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（景品買い行為の禁止）</p> <p>第6条 何人も、<u>遊技場営業</u>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第4号</u>に規定する営業をいう。以下同じ。）の営業所又はその付近において、<u>遊技場営業を営む者が客</u>に賞品として交付した物品を転売し、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき又は<u>客</u>につきまとして、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。</p>	<p>（景品買い行為の禁止）</p> <p>第6条 何人も、<u>遊技場</u>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第7号</u>に規定する営業をいう。以下同じ。）の営業所又はその付近において、<u>遊技場の営業者が遊技客</u>に賞品として交付した物品を転売し、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき又は<u>遊技客</u>につきまとして、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。</p>

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行の日から施行する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第51号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第16号</u>に規定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用</p> <p>(4)～(9) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第9号</u>に規定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用</p> <p>(4)～(9) 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。